別記様式第１

消防法令適合通知書交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　　　月　　　　日  本部町今帰仁村消防組合  消　　　　防　　　　長　　　殿  申 請 者  住　所  氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印  連絡先  　　　下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の  　　交付を申請します。  記  １　名　称（旅館又はホテルの名称）  ２　所在地（旅館又はホテルの所在地）  ３　申請理由区分  　ア　旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条の規定による営業の許可  　イ　旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第４条の規定による施設  又は設備の変更届出  　ウ　国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第３条又は第18条第１項  の規定による登録  　エ　国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第７条第１項又は第18条第２項  において準用する第７条第１項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出  　オ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  第３条規定による営業許可  　カ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  第９条規定による構造又は設備の変更等の承認、届出 | |
| ※受付欄 | ※経過欄 |
|  |  |

　※印の欄は、記入しないこと。

**消防法令適合通知書交付申請（旅館業法）に必要な書類**

① 消防法令適合通知書交付申請書

② 建物付近の案内図（主要道路から分かりやすく。ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ利用、手書き地図でもOK。）

③ 建築図面の写し（平面図、断面図、立面図）

④ 消防設備図（自動火災報知設備【特定小規模用】・消火器４型以上・誘導灯）

（ｶｰﾃﾝ、絨毯などを使用する際は防炎製品を使用し、消防設備図に使用する箇所にﾏｰｸすること。）

①～⑥

300㎡未満

⑤ 建物の所有者がわかる資料（ 登記簿謄本、資産証明の写し、建築確認済証等、建築工事届受理証明書）

※ 賃貸の場合は、賃貸契約書の写し（契約書に、旅館業を行っても良いという旨が記載されていること。）

※ 消防法令適合通知書交付申請書の申請者と、建物の所有者が違う場合は、間柄を示す書類

⑥ 旅館業許可申請書の写し（営業施設の構造設備の概要。客室の内訳）

⑦ 防火管理者選任（解任）届出書の写し

※ 受付印及び届出印の押印されているもの。

⑨⑩⑪は防災管理制度（消防法第３６条関係）に

該当する建物の場合のみ必要。

⑧ 消防計画作成（変更）届出書の写し

①～⑬

300㎡以上

⑨ 防災管理者の選任（解任）届出書の写し

⑩ 防災消防計画作成（変更）届出書の写し

⑪ 自衛消防組織設置（変更）届出書の写し

⑫ 危険物・少量危険物等、消防法に基づく届出及び建築基準法に基づく用途変更の届出等に該当する場合は、

各種届出書等の写しを追加で添付していただくことがあります。

⑬ 消防用設備等点検結果報告書のかがみ及び点検総括表の写し（既存建物の場合）

※ その他、申請内容によっては上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※ **２部作成** し提出するようお願いします。（検査終了後、１部返却）

【注意事項】

**・** カーテン、じゅうたん等は防炎製品を使用し、「防炎」の表示が貼付されていること。

**・** 既存の住宅、その他建物を旅館もしくは簡易宿泊所などにする場合、新たに消防用設備の設置が必要となる場合

があります。

**・** 事前相談の際には、平面図・延べ面積など可能な限り詳細な資料を準備してお問い合わせください。

※ なお、消防用設備は専門的な知識が必要となるため、可能な限り建築士、消防設備士を伴ってご相談ください。

**・** 既存建物の用途変更に伴い、建築基準法に定める用途変更の申請が必要になる場合があります。

**・** 申請に基づく検査の際、不良と判定された箇所がある場合、是正されるまで適合通知書の交付はできません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消防本部へ来署する場合は、事前に電話連絡をお願いします。

　　　　　　　　　　　　　 予防課直通　　０９８０－５１－６２２２